

# 特定非営利活動法人 CAP センター・JAPAN

## 倫理規程

### (組織の使命及び社会的責任)

第1条 CAP センター・JAPAN 会員(以後、会員とする。)は、法律を遵守しかつ顧客の利益を最大限に確保しつつ、この法人の定款第3条にある子どもを取り巻く社会に対して、CAP(子どもの人権を侵害するあらゆる暴力を許さない社会を創ることを目指し、子どもが権利意識をもって、自分を守る力を高めるための人権教育プログラム)を広め、CAP 活動を担う個人およびグループなどの支援を行うとともに、社会の根底にある子どもに対する差別の根本的解消を図り、子どもの権利擁護と暴力防止に関わる諸団体との連絡・交流・相互支援を行い、子どもの人権が尊重される社会の形成に寄与することを十分に認識して、事業運営に当たらなければならない。

### (社会的信用の維持)

第2条 この法人は、常に公正かつ誠実に事業運営に当たり、社会的信用の維持・向上に努めなければならない。

### (基本的人権の尊重)

第3条 この法人は、すべての人の基本的人権を尊重し、差別や個人の尊厳を傷つける行為はしてはならない。

### (法令等の遵守)

第4条 この法人は、関連法令及びこの法人の定款、倫理規程、その他の規程、内規を厳格に遵守し、社会的規範にもとることなく、適正に事業を運営しなければならない。

2 この法人は、反社会的勢力との取引は一切行ってはならない。

3 役職員は、不正若しくは不適切な行為又はそのおそれがある行為を認めた場合には、躊躇することなくコンプライアンス規程に則り対応しなければならない。

### (私的利益追求の禁止)

第5条 役職員は、その職務や地位を自己又は第三者の私的な利益の追求のために利用することがあってはならない。

### (利益相反等の防止及び開示)

第6条 この法人は、理事会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する理事を除いて行わなければならない。

2 この法人は、利益相反防止のため、役職員に対して定期的に「利益相反に該当する事項」について自己申告させるとともにその内容を確認し、必要な是正措置を講じなければならない。

### (特別の利益を与える行為の禁止)

第7条 役職員は、特定の個人又は団体の利益のみの増大を図る活動を行う者に対し、寄付その他の特別の利益を与える行為を行ってはならない。

### (情報開示及び説明責任)

第8条 この法人は、その事業活動に関する透明性を確保するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に開示し、社会の理解と信頼の向上に努めなければならない。

(個人情報の保護)

第9条 この法人は、業務上知り得た個人的な情報の保護に万全を期すとともに、個人の権利の尊重にも十分配慮しなければならない。

(改 廃)

第10条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

附 則

この規程は、2021年4月1日から施行する。(2021年2月27日理事会決議)